

○農林水産省告示第千三百二十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第二十五の規定に基づき、
平成九年三月十日農林水産省告示第千三百五十四号
（アメリカ合衆国産ゴールデンデリシヤス種及び
レッドデリシヤス種のりんごの生果実に係る農林
水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次の
ように改正する。

平成十七年八月二十五日

農林水産大臣 岩永 峯一

一中「及びオレゴン州」を「オレゴン州及び
カリフォルニア州」に改め、であり、かつ、アメ
リカ合衆国植物防疫機関が適切な時期に火傷病の
発生の有無に関する調査が行われている地区とし
て指定した地域」を削る。

四の（四）を削る。